

名古屋港管理組合建設工事積算基準、歩掛及び単価の公表取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋港管理組合が発注する建設工事の積算基準及び単価を公表し、透明性、客観性及び妥当性を確保するため、公表の範囲及び取扱いを定める。

(公表の範囲)

第2条 公表の対象とする積算基準及び単価は、次のとおりとする。

(1) 公表図書

- (ア) 名古屋港管理組合請負工事標準積算基準 (土木編)
- (イ) 名古屋港管理組合請負工事標準積算基準 (港湾編)
- (ウ) 名古屋港管理組合請負工事標準積算基準 (機械編)
- (エ) 名古屋港管理組合請負工事標準積算基準 (電気通信編)
- (オ) 名古屋港管理組合請負工事標準積算基準 (船舶および機械製造修理編)
- (カ) 名古屋港管理組合請負工事標準積算基準 (ハイブリッド浮体製作工編)
- (キ) 名古屋港管理組合請負工事標準積算基準 ポンプ場・処理場施設 (機械設備編)
- (ク) 名古屋港管理組合請負工事標準積算基準 ポンプ場・処理場施設 (電気設備編)
- (ケ) 名古屋港管理組合公共建築工事積算基準
- (コ) 名古屋港管理組合設計単価表

(2) 市販図書

- (ア) 「国土交通省港湾局 港湾土木請負工事積算基準」(発行 (公社)日本港湾協会)
- (イ) 「国土交通省港湾局 港湾請負工事積算基準 船舶および機械製造修理請負工事積算基準」(発行 (一社)日本作業船協会)
- (ウ) 「国土交通省 土木工事標準積算基準 (共通編)」(発行 (一財)建設物価調査会)
- (エ) 「国土交通省 土木工事標準積算基準 (河川・道路編)」(発行 (一財)建設物価調査会)
- (オ) 「国土交通省 土木工事標準積算基準 (電気通信編)」(発行 (一財)建設物価調査会)
- (カ) 「国土交通省 土木工事標準積算基準 (機械編)」(発行 (一財)建設物価調査会)
- (キ) 「港湾新技術・新工法積算基準ライブラリー (ハイブリッド浮体製作工積算基準)」(発行 (一財)港湾空港総合技術センター)
- (ク) 「国土交通省都市・地域整備局 下水道用設計標準歩掛表 ポンプ場・処理場施設 (機械設備) 編工事積算基準」(発行 (公社)日本下水道協会)
- (ケ) 「国土交通省都市・地域整備局 下水道用設計標準歩掛表 ポンプ場・処理場施設 (電気設備) 編工事積算基準」(発行 (公社)日本下水道協会)
- (コ) 「国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築工事積算基準」(発行 (一財)建築コスト管理システム研究所)

(公表の方法)

第3条 公表図書は閲覧にて公表するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

- (1) 公表図書については、名古屋港情報センター(資料室)に備え置き、閲覧に供する。
- (2) 公表図書の具体的内容に関する問い合わせには応じない。
- (3) 閲覧時間は、開庁時間内とする。

(4) 公表図書の貸出しは行わない。

2 市販図書については、その書籍名のみを公表し、閲覧に供しない。

(公表図書の写しの供与)

第4条 公表図書について写しの供与の請求があった場合は、名古屋港情報センター（資料室）において写しを供与するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年12月1日から施行する。